

全銀協TIBOR公表に係るコンティンジェンシー・プランの新旧対照表

(下線部が改正箇所)

改正案	現行
<p>2. 非常事態発生時に実施する措置 (略)</p> <p>(1)非常事態発生時の連絡</p> <p>①運営機関は、非常事態が発生した場合には、その状況に応じ、関係者と連絡をとり、状況を把握する。</p> <p>②関係者は、非常事態の影響を受けることより、全銀協TIBORの公表に影響が生じる可能性が生じた場合には、<u>運営機関にその旨を連絡するものとする。また、運営機関は、同連絡を受けた旨を事務代行会社に連絡する。</u></p>	<p>2. 非常事態発生時に実施する措置 (略)</p> <p>(1)非常事態発生時の連絡</p> <p>①運営機関は、非常事態が発生した場合には、その状況に応じ、関係者と連絡をとり、状況を把握する。</p> <p>②関係者は、非常事態の影響を受けることより、全銀協TIBORの公表に影響が生じる可能性が生じた場合には、<u>運営機関および事務代行会社にその旨を連絡するものとする。</u></p>
<p>(2)基本的な対応</p> <p>①リファレンス・バンクのレート呈示</p> <p>i) リファレンス・バンクは、事務代行会社に対し端末入力によりレート呈示ができない場合には、<u>運営機関宛に電話回線等</u>(電子メール、ファクシミリまたは電話をいう。)経由でレートを呈示する。この場合、リファレンス・バンクは、電話回線等経由による運営機関へのレート呈示が完了したことを確認できないときは、レートを運営機関へ持ち込むこととする(運営機関が非常事態の影響を受け、大銀協に全銀協TIBOR公表事務の遂行を依頼した場合を除く。以下のii)においても同じ。)</p> <p>ii) 事務代行会社は、<u>運営機関宛に端末入力または電話回線等経由</u>で公表レートを連絡できない場合(呈示の完了確認ができない場合を含む。)には、レートを運営機関に持ち込むこととする。</p>	<p>(2)基本的な対応</p> <p>①リファレンス・バンクのレート呈示</p> <p>i) リファレンス・バンクは、事務代行会社に対し端末入力によりレート呈示ができない場合には、<u>事務代行会社および運営機関宛に電話回線</u>(電子メール、ファクシミリまたは電話をいう。)経由でレートを呈示する。この場合、リファレンス・バンクは、電話回線経由による運営機関へのレート呈示が完了したことを確認できないときは、レートを運営機関へ持ち込むこととする(運営機関が非常事態の影響を受け、大銀協に全銀協TIBOR公表事務の遂行を依頼した場合を除く。以下のii)においても同じ。)</p> <p>ii) 事務代行会社は、<u>運営機関宛に端末入力または電話回線経由</u>で公表レートを連絡できない場合(呈示の完了確認ができない場合を含む。)には、レートを運営機関に持ち込むこととする。</p>
<p>附 則</p> <p>1. ～ 9. (略)</p> <p><u>10. 2026年3月23日付の改正は、2026年3月23日から施行する(改正事項: 2.(1)②、2.(2)①i)・ii))</u></p>	<p>附 則</p> <p>1. ～ 9. (略)</p> <p>(追加)</p>

以 上